

泊3号炉 特定重大事故等対処施設の配置設計見直しについて

- 泊発電所では、設置許可基準規則の施行前から自主的取り組みとして水源の設置等を進めてきた。
- 平成25年7月8日に施行された設置許可基準規則により特定重大事故等対処施設の設置が求められ、大型航空機の衝突により必要な機能が損なわれるおそれがないものであることの解釈として、「必要な離隔距離（例えば100m以上）を確保すること又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納すること」が示された。
- 自主的取り組みとして設置中の水源等の上記解釈への適合性については、先行電力の審査状況を確認しつつ検討を進めてきたが、最終的な基準規則への適合性については、申請して確認して頂く必要があると考え、平成27年12月18日に泊3号炉の原子炉設置変更許可申請を行った。
- 水源や電源設備の設置場所は、障壁となる山地形が存在することから大型航空機の衝突により必要な機能が損なわれるおそれがないと考えていたが、これまでの審査の中で当該山地形により衝突を免れる根拠を十分に示すことができなかったことから、配置の変更又は大型航空機の衝突に対して頑健性を確保していることを示す方策を検討することとした。
- 特定重大事故等対処施設を設置する建屋については、大型航空機の衝突に対して頑健性を確保する設計方針としているが、建屋へのアクセス性等を考慮した具体的な構造及び配置を検討しているところである。
- 上記検討結果を踏まえ、平成28年4月下旬を目途に配置等に係る設置許可基準規則への適合性を別途ご説明させて頂きたい。

以上